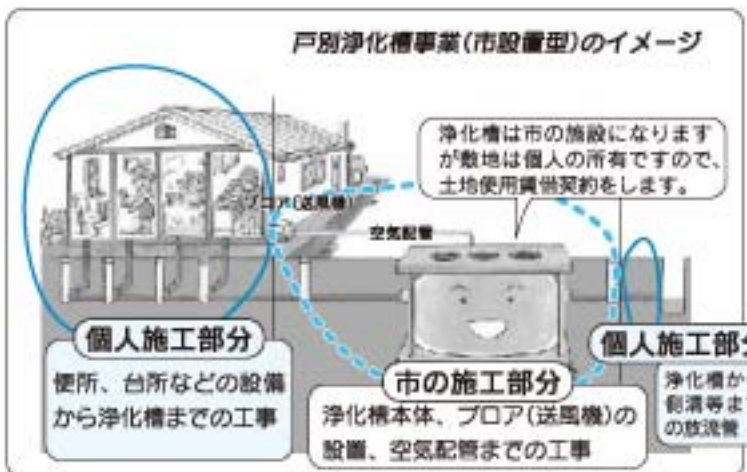


# 戸別浄化槽事業をはじめます！市が浄化槽を設置します！

## 戸別浄化槽事業とは (市設置型)

川を汚さず、大切な環境を守り、快適な生活環境を維持するため、戸別浄化槽事業に取り組みます。戸別浄化槽事業とは、市が各家庭等に浄化槽を設置し、維持管理を行うものです。



### ○工事について

市は、浄化槽本体、フロア(送風機)の設置、空気配管までの工事を行います。便所の改装や浄化槽への接続のための配管、放流管の設置は個人(建築主)で行ってください。(上図)

### ○事業の対象区域

集合処理区域を除く市内全域(下の白地区域)  
※下水道計画区域については、今までとおり浄化槽設置整備事業(個人設置型)補助金の制度をご利用ください。(下の部分)

### ○設置浄化槽の規模

人槽規模50人槽までの浄化槽。  
※用途については規制しません。

### ○設置費用の分担金

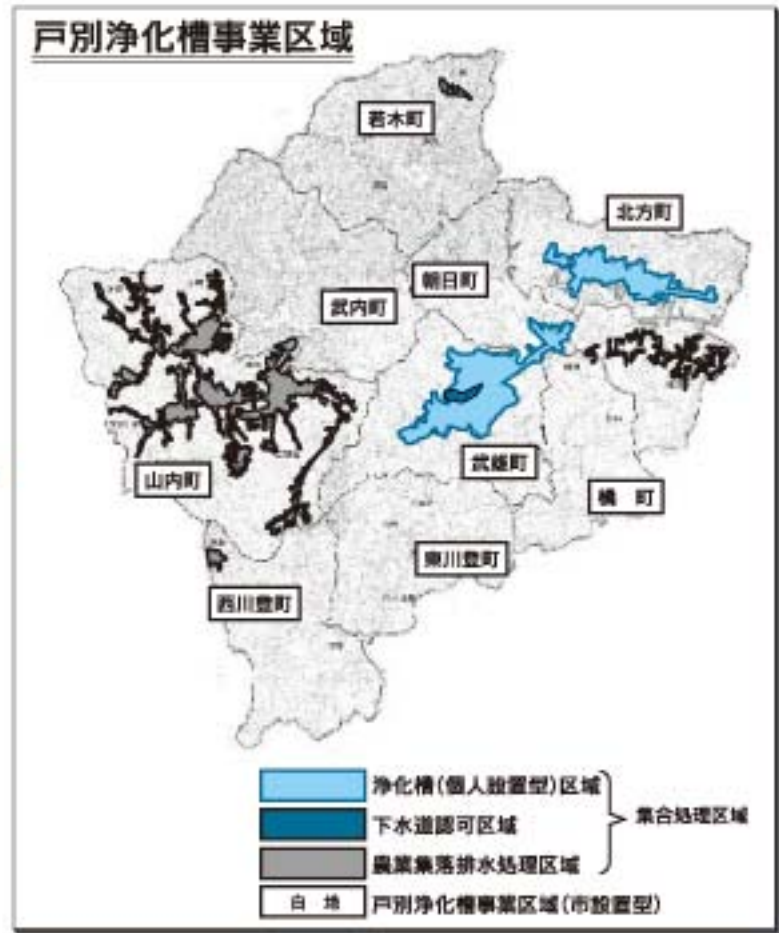
工事費用の一部として分担金を納付していただきます。浄化槽1基につき15万円とします。

### ○使用料

水道使用量(汚水量)に応じて使用料を徴収します。

料金	汚水量	金額(税込)
基本料金 (1月につき)	5m <sup>3</sup> 以下の場合	1,050円
	5m <sup>3</sup> を超える場合	2,100円
超過料金 (1月につき)	10m <sup>3</sup> を超える部分	1m <sup>3</sup> につき 189円

## 戸別浄化槽事業区域



### ○既設浄化槽の寄附

既に設置されている浄化槽も寄附により市設置型と同様に市が維持管理を行います。  
寄附ができる対象区域は、戸別浄化槽事業の対象区域と同じです。  
人槽規模も50人槽までが対象です。

問 0949-23-9118

